

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成25年 3月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

静岡県条例第27号

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第110条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立って指定介護療養施設サービスの提供に努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(人員に関する基準)

第3条 前条に定めるもののほか、法第110条第1項の条例で定める員数は、規則で定める。この場合において、当該員数は、前条に規定する基本方針を踏まえたものとしなければならない。

(設備及び運営に関する基準)

第4条 第2条に定めるもののほか、法第110条第2項の条例で定める指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。この場合において、当該基準は、第2条に規定する基本方針を踏まえたものとしなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日条例第22号）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第2条第3項、第2条の規定による改正後の指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第2条第3項、第3条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第2条第4項、第4条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第3条第1項第4号及び第2項第3号、第5条の規定による改正後の介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する条例第2条第1項第4号及び第2項第3号、第6条の規定による改正後の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例第2条第4項、第7条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第3条第1号オ及び第2号ウ、第8条の規定による改正後の軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第2条第4項及び附則第6項並びに第9条の規定による改正後の介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する条例第2条第1項第4号及び第2項第3号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。